小規模設備生産性向上支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　小規模設備生産性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者（以下「補助事業者」という。）の生産性向上に対する支援を実施することを目的とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象経費は、補助事業者が実施する生産性向上を目的とした設備購入等に要する経費とする。

２　令和２年４月１日から交付決定の前日までの間に行われた事業に要する経費についても、知事が書類等により確認し、補助することが適正と認められる場合には、補助金の対象経費とすることができる。

（補助率等）

第４条　補助率は、補助対象経費の３分の２以内とする。

２　補助金額の上限は300万円とし、下限は50万円とする。

（交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　次のいずれかに該当する者は、第１項の申請をすることができない。

（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の決定）

第６条　知事は、前条第１項の補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定を受けた補助事業者に様式第２による補助金交付決定通知書を送付する。

２　知事は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、規則第８条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

（事業の内容の変更）

第８条　補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第３による変更承認申請書を提出して、様式第４による変更承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

（契約等）

第９条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、国又は県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

２　知事は、補助事業者が前項の規定に違反していることを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

３　前２項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第10条　補助事業者は、第６条に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事業の廃止）

第11条　補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５による廃止申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（監督・報告の徴収等）

第13条　知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立入り、補助金に係る事業の内容、帳簿、書類等を調査させることができる。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第７による実績報告書を、補助事業終了後15日以内又は令和３年２月１日まで（ただし、第11条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から15日以内）に知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条　知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、様式第８による通知書を補助事業者に送付する。

（補助金の支払等）

第16条　知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第９による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第18条　知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付の内容、条件、法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。また、補助金の決定を取消した場合において既に補助金が交付されているときは、その返還をさせるものとする。

（補助金に係る経理）

第19条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第20条　補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

２　補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産について、他の用途に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ様式第12による取得財産等の処分承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させるものとする。

３　補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなけれ

ばならない。

（産業財産権等に関する報告）

第21条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による産業財産権等取得等届出書を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第22条　知事は、補助事業期間内において、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができるものとする。

（その他必要な事項）

第23条　この交付要綱で定める補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附　則

この交付要綱は、令和２年７月17日から施行する。

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（申請者）
所在地(住所)
名　称(屋号)
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の内容
　別紙１「補助事業計画書」のとおり

２　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
　別紙２「補助対象経費積算明細書及び資金調達計画」のとおり

３　補助事業完了予定日
　別紙１「補助事業計画書」のとおり

４　その他必要な書類
　チェックリストのとおり

（様式第１・別紙１）

名称(屋号)	
代表者職氏名	

補 助 事 業 計 画 書

1　申請者の概要

所在地（住所）	〒　　-
名称（屋号）	
代表者職氏名	ふりがな （役職）　　（氏　　名）
補助事業の実施場所	（事業所名等） 〒　　-
補助事業推進責任者連絡先	（役職）　　（氏名） (E-mail) (TEL)　　(FAX)
資本金・出資金	円
従業員数	
主たる業種 （いずれかにチェック）	□①製造業　□②卸売業　□③小売業　□④建設業　□⑤宿泊業　□⑤飲食業 □⑥情報通信業　□⑦運輸業　□⑧その他
業務内容	
新型コロナウイルス感染症の影響について	
売上の減少について ［どちらか１つチェック］	□　「危機関連保証」又は「セーフティネット保証４号」の認定書の写しを添付している
	□　上記認定書写しを添付していない ↓売上減少率を記入してください

売上減少率		
	令和２年＿＿＿月の１か月の売上高	＿＿＿＿＿＿＿＿円…(a)
	前年同月の１か月の売上高	＿＿＿＿＿＿＿＿円…(b)
	売上高の減少(a)－(b)	＿＿＿＿＿＿＿＿円…(c)
	減少率(c)／(b)×100 ※▲15%以上であること	＿＿＿＿＿＿＿＿％

（様式第１・別紙１）

名称(屋号)	
代表者職氏名	

２　**補助事業の内容**　※欄が不足する場合は、適宜枠を縦に広げること

自社の現状 （業況・現況）	
生産性向上に関する自社の課題	
補助種別	設備等購入　・　システム等構築　・　運搬具購入
課題を解決するための設備等の概要	
設備購入等による課題解決の具体的な内容	
設備購入等による生産性向上が及ぼす効果	
スケジュール	開始(予定)日　(令和　　年　　月　　日) 完了(予定)日　(令和　　年　　月　　日)

（様式第１・別紙２）

補助対象経費積算明細書及び資金調達計画

会社名(屋号)	
代表者職氏名	

【支出の部】

（単位：円）

補助対象経費	内　　容	数量(a)		単　価 （消費税込み） (b)	補助事業に要する経費 (c)=(a)×(b)	補助対象経費 （消費税抜き） (d)=(C)÷1.1	補助金交付申請額 ((d)×2/3以内) ※千円未満切捨 (e)
		数	単位				
設備等購入費							
システム等構築費							
運搬具等購入費							
合　計							

（注）
1　補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載すること
2　補助金下限額は50万円とする

【収入の部】

（単位：円）

区　分	事業に要する経費	資金調達先
補助金交付申請額(e)		岡山県
自己資金(f)		
その他（借入等）(g)		
合計額(e＋f＋g＝c)		

（様式第２）

岡山県指令産企第　　号

申請者の名称(屋号)又は氏名

小規模設備生産性向上支援事業補助金交付決定通知書

令和　年　　月　　日に交付申請のあった小規模設備生産性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

令和　年　　月　　日

岡山県知事

記

１　事業実施期間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで

２　補助金の額　　金　　円

３　補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、別紙のとおりとする。

４　補助の条件

（１）補助金交付要綱の規定を遵守すること。

（２）補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

（様式第３）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（申請者）
所在地（住所）
名称（屋号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金変更承認申請書

令和　年　　月　　日付け岡山県指令産企第　　号で交付決定通知のあった小規模設備生産性向上支援事業補助金について、事業の内容等を変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　変更の内容と理由

２　変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（１）補助金交付申請額（変更後）	金	円	※積算明細(e)
（２）現在の交付決定額	金	円	※交付決定額
（３）変更額（（２）－（１））	金　▲	円	

２　変更後の補助事業の内容及び補助事業に要する経費の区分
（別紙１「変更後の事業内容」、別紙２「変更後補助対象経費積算明細書及び資金調達計画」のとおり）

３　変更後の補助事業完了（予定）日
令和　　年　　月　　日

４　その他必要な書類
チェックリストのとおり

（様式第３・別紙１）

変　更　後　の　事　業　内　容

自社の現状 （業況・現況）	
生産性向上に関する自社の課題	
補助種別	設備等購入　・　システム等構築　・　運搬具購入
課題を解決するための設備等の概要	
設備購入等による課題解決の具体的な内容	
設備購入等による生産性向上が及ぼす効果	
スケジュール	開始(予定)日　（令和　　年　　月　　日） 完了(予定)日　（令和　　年　　月　　日）

（様式第３・別紙２）

変更後補助対象経費積算明細書及び資金調達計画

【支出の部】

（単位：円）

補助対象経費	内　　容	数量(a)		単　価 （消費税込み） (b)	補助事業に要する経費 (c)=(a)×(b)	補助対象経費 （消費税抜き） (d)=(C)÷1.1	補助金交付申請額 ((d)×2/3以内) ※千円未満切捨 (e)
		数	単位				
設備等購入費							
システム等構築費							
運搬具購入費							
合　計							

（注）
1　補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載すること
2　補助金下限額は50万円とする

【収入の部】

（単位：円）

区　分	事業に要する経費	資金調達先
補助金交付申請額(e)		岡山県
自己資金(f)		
その他（借入等）(g)		
合計額(e＋f＋g＝c)		

（様式第４）

岡山県指令産企第　　号

申請者の名称(屋号)又は氏名

小規模設備生産性向上支援事業補助金変更承認通知書

令和　年　　月　　日に申請のあった小規模設備生産性向上支援事業補助金に係る事業の経費の配分及び内容の変更については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則56号）第10条の規定により、申請のとおり承認します。

令和　年　　月　　日

岡山県知事

記

（変更内容）

（様式第５）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（申請者）
所在地（住所）
名称（屋号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金廃止承認申請書

令和　年　　月　　日付け、岡山県指令産企第　　号で交付決定通知のあった小規模設備生産性向上支援事業補助金について、事業を廃止したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により申請します。

記

１　事業の概要

２　廃止の理由

３　廃止の時期

（様式第６）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名称（屋号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金事故報告書

令和　　年　　月　　日付け、岡山県指令産企第　　号で交付決定通知のあった小規模設備生産性向上支援事業補助金について、事故があったので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第12条第２項の規定により報告します。

記

１　事故の原因及び内容

２　事故に係る金額

３　事故に対して採った措置

４　補助事業の遂行及び完了の見込み

（様式第７）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名 称（屋 号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金実績報告書

令和　年　　月　　日付け、岡山県指令産企第　　号の交付決定通知に基づき、小規模設備生産性向上支援事業補助金事業を実施したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額及び補助事業に要した経費
　事業実績書のとおり

２　添付書類
（１）事業実績書
（２）知事が必要と認める書類

（様式第７）

事業実績書

１　補助事業者の概要

名称(屋号)	
所在地（住所）	〒
代表者職氏名	(役職)　　(氏名)
補助事業推進 責任者連絡先	(TEL)　　(FAX) (E-mail) (役職)　　(氏名)

２　事業概要

事 業 内 容	（１）導入した設備等の具体的内容
	（２）実施場所
	（３）実施期間

（様式第７）

３　経費支出状況　　（単位：円）

補助対象 経費区分	内容	補助事業に 要した経費 （消費税込み） (a)	補助対象 経　　費 （消費税抜き） (b)=(a)÷1.1	補助金額 (b)×2/3 ※千円未満切捨	備　　考
設備購入費					
システム構築費					
運搬具購入費					
合　　計					

※事業内容について報告書等があれば添付してください。

（様式第８）

岡山県指令産企第　　号

補助事業者の名称(屋号)又は氏名

小規模設備生産性向上支援事業補助金の額の確定通知書

令和　年　　月　　日付け、岡山県指令産企第　　号で交付の決定をした小規模設備生産性向上支援事業補助金の額を金　　円に確定したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第14条の規定により通知します。

令和　年　　月　　日

岡山県知事

（様式第９）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名 称（屋 号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金精算払請求書

岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	１　普通　　２　当座		
	口座番号			
	口座名義			

※預金通帳の「支店名」「預金種目」「口座番号」「口座名義（カタカナ）」が記載されているページの写しを添付すること。

（様式第10）

令和　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名称（屋号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金消費税額
及び地方消費税額の確定に伴う報告書

小規模設備生産性向上支援事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
金　　円
２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　円
３　消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　円
４　補助金返還相当額（３－２）

金　　円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。
２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

（様式第11）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が小規模設備生産性向上支援事業補助金要綱第20条第２項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（イ）無形資産、（ウ）開発研究用資産、（エ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、小規模設備生産性向上支援事業補助金要綱第20条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第 12）

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名 称（屋 号）
代表者職氏名　　印

小規模設備生産性向上支援事業補助金取得財産等の処分承認申請書

小規模設備生産性向上支援事業に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定により申請します。

記

1　処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2　処分理由

（様式第13）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（補助事業者）
所在地（住所）
名称（屋号）
代表者職氏名　　印

産業財産権等取得等届出書

小規模設備生産性向上支援事業補助金交付要綱第21条により、次のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権等の設定）をしたので届け出ます。

記

１　産業財産権等の種類及び番号

２　産業財産権等の内容

３　相手先及び条件（譲渡、実施権等の定の場合）